

# 来島される皆さまへ

## 他の地域から小笠原への新たな外来種の移動を防ぐために

他の陸地と一度もつながったことのない小笠原では、生き物たちが独自の進化を遂げ、世界自然遺産登録の理由になった価値のある独自の生態系を構成しています。

しかし、それらの生態系は外からの影響に非常に弱く、外来種がいったん侵入・定着してしまうと、生態系に大きな影響を与えるとともに、駆除対策に膨大な時間とお金がかかるうえ、根絶することは非常に困難です。

小笠原の生態系を守るため、外来種を小笠原に持ち込まないことがとても重要になります。

## わたしたちにもできる小笠原の自然を守るための約束

### 意図的に 新たな外来種を 侵入させない

日本の本土や沖縄などの小笠原以外の地域から、小笠原に広がるおそれのある、植物や動物、土、土の付いた苗などを持ち込まないようにしよう。



### 外来種を広げない

山の中や他の島に行くときは、靴底や服、荷物、船(カヤック)に、種や小さな生き物がくっついていたり、まぎれ込んだりしていないかチェックしよう。

靴底はブラシで泥をきれいに落としてから出かけるようにしよう。



### ペット※と来島する方

※外航船の場合、動物検疫の各種法律により、動物を上陸させることができません。

島内では 正しく飼って、逃げないようにしよう。



大切な家族であるペットの暮らしを守る8つのポイントです。

- 逃がさないようにしよう
- みだりに餌やりしないようにしよう
- ペットのことをよく理解しよう
- 清潔にしてあげよう
- さいごまで飼おう
- ペットが、どこのだれか、わかるようにしよう
- 管理できない繁殖はやめよう
- 決められた頭数で、大事に飼おう

「小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例（ペット条例）」より

### 非意図的な持ち込み防止

来島前にも同様のチェックをお願いします。船の乗下船時に足ふきマットが設置されている際は、靴底をゴシゴシするようにしましょう。

### 問合せ先

【新たな外来種に関すること】  
環境省小笠原自然保護官事務所  
04998-2-7174

【ペット条例に関すること】  
ペットと来島する際は事前にご相談ください。  
小笠原村環境課 04998-2-2270